

城東区役所 随意契約結果(業務委託)

様式13

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	1階レイアウト変更に伴う各種システム端末・プリンタ移設業務委託	その他	NECフィールディング株式会社	3,803,690円	令和4年9月14日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	-
2	1階レイアウト変更に伴う戸籍システム端末・プリンタの移設業務委託	その他	大阪第一統括ビジネス部 統括部長 田中 美治	1,380,500円	令和4年9月12日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	-
3	1階レイアウト変更に伴う庁内情報利用パソコン及び総合福祉システム等の移設に伴うLAN配線等業務委託	その他	株式会社大塚商会	1,694,000円	令和4年9月8日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	-
4	城東区スポーツカーニバル事業業務委託	その他	一般財団法人大阪市コミュニティ協会	1,052,551円	令和4年9月21日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙	-

【 地方自治法施行令第167条の2第1項各号に該当する随意契約理由 】(以下参照)

<http://www2.keiyaku.city.osaka.lg.jp/help/download/zuikeiriyuu.pdf>

## 随意契約理由

近年、高層マンションの建設等により転入者が増加したことに伴い、地縁型団体に属さない区民が多くなってきており、地域コミュニティの機能が低下していることから、大規模災害をはじめとした様々なリスクに耐えうる強固な地域社会づくりをめざした、人と人とのつながりづくりの促進が求められている。

本事業は上記の課題を踏まえ、コミュニティの輪を広げる事業として、単にイベントとして開催するのではなく、事業実施にあたり、区内各種社会教育団体及びスポーツ団体及び地域から推薦された委員によって構成されている城東区スポーツ・レクリエーション協会と連携を図り開催する。

城東区スポーツ・レクリエーション協会と協働し、こどもから高齢者まで区民のだれもが気軽に参加できる「スポーツを楽しめる機会」を提供することで、区民の健康増進とスポーツを通じた仲間づくりを図るとともに、「区民同士を結ぶお互いのつながりと思いやり」を育むことにより、地域活動への関心作りやコミュニティ意識の向上による「地域コミュニティづくり」を推進することを目的とする。

本事業の目的を達成するためには、城東区スポーツ・レクリエーション協会との連携は不可欠である。また構成団体である区内各社会教育団体及びスポーツ関係団体との連携を円滑に行うとともに、区民のニーズを的確に把握したうえで、事業を実施できる実績・ノウハウと併せて実行力が必要である。

一般財団法人大阪市コミュニティ協会は、これまでの本事業や類似事業の実績を踏まえ、専門性やノウハウがあるとともに、確実に事業が遂行できる組織体制・運営基盤を有している。さらに、これまでの実績から城東区スポーツ・レクリエーション協会をはじめ、区内各種団体等の強みや弱みといった情報の蓄積があることから、各種団体等と協働して事業を効果的かつ円滑に実施することができる唯一の団体である。

また、本市が仕様書において取扱いを認めている協賛金についても、一般財団法人大阪市コミュニティ協会はこれまで各種団体等と築いてきた関係性や実績により実効ある対応が期待でき、本事業の充実や本市の経費削減に大きく寄与できる唯一の団体でもある。

以上のことから、一般財団法人大阪市コミュニティ協会以外に本業務を履行可能な団体がないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結し、特名契約相手方を一般財団法人大阪市コミュニティ協会とする。